

## 記入例 4

### 給与支払報告書で報告した徴収方法を変更する場合

例) ・令和8年度 普通徴収  
 ・令和9年度の給与支払報告書を特別徴収で提出  
 ・令和9年2月28日退職

令和8年	令和9年		
入社	1月 在職のため、令和9年度 給与支払報告書を特別徴収で提出	2月・・・	6月以降 特別徴収

▶ 異動届出書を提出することにより  
 普通徴収（本人納付）に変更

① 給与支払報告書に○

② (ア) R9と記入

③ 異動年月日  
 : 退職や休職した年月日を記入

④ 異動の事由  
 : 該当の事由を番号で記入

⑤ 異動後の未徴収税額の徴収を選択  
 : 3（普通徴収（本人納付））を記入

**給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

山口市長宛 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号	特別徴収義務者 指定番号 97123453																												
		ふりがな かめ やま / しょうじ	所属 人事部	担当 ふりがな かめやま たろう																												
		氏名又は名称 亀山商事	氏名 亀山 太郎	電話 083-934-2735																												
		個人番号 又は法人番号 1987654321098	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>年度</th> <th>1. 現年度</th> <th>2. 新年度</th> <th>3. 両年度</th> </tr> <tr> <td>特別徴収税額 (年税額)</td> <td>(ア) R9</td> <td>(イ)</td> <td>(ウ)</td> </tr> <tr> <td>徴収額</td> <td>月 月</td> <td>月 月</td> <td>月 月</td> </tr> <tr> <td>未徴収税額 (ア)-(イ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動年月日</td> <td>R9年 1月 28日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動の事由</td> <td>1. 退職</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動後の未徴収 税額の徴収方法</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	特別徴収税額 (年税額)	(ア) R9	(イ)	(ウ)	徴収額	月 月	月 月	月 月	未徴収税額 (ア)-(イ)				異動年月日	R9年 1月 28日			異動の事由	1. 退職			異動後の未徴収 税額の徴収方法	3		
年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度																													
特別徴収税額 (年税額)	(ア) R9	(イ)	(ウ)																													
徴収額	月 月	月 月	月 月																													
未徴収税額 (ア)-(イ)																																
異動年月日	R9年 1月 28日																															
異動の事由	1. 退職																															
異動後の未徴収 税額の徴収方法	3																															

  

給与所得者	ふりがな やまぐち いちこ 氏名 山口 市子 (新姓)	特別徴収税額 (年税額) R9	徴収額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日 R9年 1月 28日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3
	生年月日 T. 54年 5月 14日						
	個人番号 123456789102						
	受給者番号 9876						
	1月1日現在の住所 山口市小郡下郷609番地						
	異動後の住所 同上						

  

1	特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号	新しい勤務先には、月割額 円を 月分 (月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう (連絡済) です。
	2	一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分 (月10日納入期限分)で 納入します。
	3	普通徴収の場合	市記入欄 ※記入しないでください

▶ 給与支払報告書で報告した徴収方法のみの変更の場合③の記入は必要ありません